

仲裁の 効果的管理

社内弁護士や
当事者代理人用の
ガイドライン



国際商業会議所 (ICC)
33-43 avenue du Président Wilson
75116 Paris, France
www.iccwbo.org

本ガイドラインに記載された意見や提案は ICC 仲裁 ADR 委員会、また草案中の幅広い相談過程から発生したものである。ICC 国際仲裁裁判所または ICC 国際 ADR センターの意見や推薦を表していると考えべきではない。また、いつれの団体に対しても拘束力はない。

著作権 © 2014 年
国際商業会議所 (ICC)

無断複写・転載などを禁ずる。

国際商業会議所は、本協同作品についての全ての著作権およびその他の知的財産権を有している。国際商業会議所の書面による許可がない限り、法律により許されている場合を除き、いかなる形式または手段においても複製、頒布、送信、翻訳、翻案することを禁ずる。国際商業会議所からの許可については、copyright.drs@iccwbo.org を通じて申請することができる。

ICC、ICC のロゴ、CCI、International Chamber of Commerce (スペイン語、フランス語、ポルトガル語、中国語の翻訳を含む)、World Business Organization、International Court of Arbitration および ICC International Court of Arbitration (スペイン語、フランス語、ドイツ語、アラビア語、ポルトガル語の翻訳を含む) は全て、複数の国々で登録されている ICC の商標である。

英語版原題 : 「Effective Management of Arbitration: A Guide for In-House Counsel and Other Party Representatives」

日本語版作成 : BJ 日英翻訳事務所
japanesetranslations.co.uk

デザイン : Fishburn ™
www.thisisfishburn.com

印刷 : フランス 2014 年 9 月
Imprimerie Port Royal, Trappes (78).

Dépôt légal septembre 2014

仲裁の 効果的管理

社内弁護士や当事者代理人用の ガイドライン

本ガイドラインの目的は、社内弁護士およびマネージャー、政府官僚などの当事者代理人に対して、当該紛争の複雑さや価値を考慮した上で時間や費用を効率的に使用する仲裁の遂行方法を定めるための実務的なツールキットを提供することである。またそれに向けた社外弁護士と当事者代理人の協力を支援するガイドラインにもなっている。

国際商業会議所（ICC）は常に仲裁が効果的に行われるための手段をユーザーに提供するように努力しているが、当ガイドラインもそれを反映し、仲裁管理における時間および費用問題に集中している。どの仲裁においても、戦略的な事柄が非常に重要であり、その管理にも大きな影響を与えるが、それは個別の事案に依存する傾向があるため、当ガイドラインの対象外となる。

当ガイドラインの作成に当たって ICC の仲裁規則を念頭に置いているが、その中身の大部分やそれにより発生するダイナミクスはどの仲裁にも適用できる。また、事案の大小を問わず適用することができる。

仲裁の効果的管理 目次

はじめに	03
和解に関する留意点	09
準備会合	13
トピック・シート	15
1. 仲裁の申立	17
2. 答弁書および反対請求	21
3. 多数当事者の仲裁	25
4. 早期の争点裁定	27
5. 陳述書提出	31
6. 書類の提出	33
7. 事実証人の必要性	37
8. 事実証人の陳述書	41
9. 鑑定証人（審問前の課題）	45
10. 本案の審問（証人の課題も含む）	51
11. 審問後の弁論趣意書	59

はじめに

仲裁は各国で多様なユーザーに対して、ニュートラルなフォーラム、統一した実施制度、そして各事案において当事者がそれぞれのニーズに合うように手続をテーラーメイドにできるという柔軟性を提供する紛争解決メカニズムである。各当事者、社外弁護士、仲裁廷が共に効率的な管理にコミットすることにより、時間や費用を効率的に利用した紛争解決ができる。逆にそのようなコミットメントがない場合は、逆効果になる恐れがある。つまり、仲裁が柔軟であるが故に、時間や費用の増大がもたらされる。

仲裁がより複雑になり、紛争解決メカニズムの監視が強化されるにつれて、ユーザーから仲裁は時間と費用が嵩むという懸念も表明されてきた。あるユーザーは「橋は1～2年で作れるのに、なぜその遅延や瑕疵に関する責任を決めるための仲裁が3～4年も掛かるのか?」と問うた。そこで、ユーザーの懸念を受け止め、ICCは仲裁における時間と費用の有効利用に真正面から対応しようと考えた。

その第一歩として、2007年にICCの(当時の)仲裁委員会は仲裁における時間と費用のコントロールに関する報告を公表した。ICCの広範囲の事案を対象としたそれ以前の研究では、以下の平均的統計が示されていた。

- 仲裁費用の82%は弁護士の謝礼や諸費用、証人や専門家意見関連の費用など、仲裁のために当事者側で発生した費用である
- 費用の16%は仲裁人の謝礼や諸費用である
- 費用の2%がICCの一般管理費である

したがって、費用を最小限に抑えるために、当事者の事案提訴関連費用の削減を特に強調する必要がある。その報告書ではさらに、仲裁の各段階において時間と費用を削減するために使用できる一連の具体的な提案措置を開発した。

仲裁の効果的管理 はじめに

そして2009年に、委員会はICC仲裁規則の改正に乗り出した。改正された規則は2012年1月1日より発効した。改正の1つの原理は仲裁の時間・費用効率を上げることであった。それに向けた条項には、仲裁廷および各当事者が適切で時間・費用効率の高い仲裁手続を設定するための早期準備会合の要件がある。2007年の報告にあった提案の多くは今規則の付属規程として含まれているが、上記の目的を果たすために使用することができる。

当ガイドラインはその企画から続いたものであり、当事者代理人が新しい条項を適用し、効果的な事案管理ができる適切な決定をすることを支援することを目標としている。さらに、本ガイドラインは社外弁護士が当事者代理人と共同で、仲裁をよく企画・管理することを支援する。

上記の通り、仲裁の規則では柔軟性が許容され、仲裁を具体的にどのように遂行すればいいのかを指定していない。例えば、ICC仲裁規則には準備書面の提出回数、書類の提出、証人尋問、口頭弁論、審問後の覚書や分岐などについて規定しているものはない。規則の柔軟な性質により当事者および仲裁廷はその事案のニーズや特徴に合った効果的な手続をテーラーメイドにすることができる。しかし、このことを調査した際、委員会は、当事者および仲裁廷が早期に手続をテーラーメイドにせず、むしろ定型のソリューションを適用したり、事案が進むにつれて手続上の事柄を単純に断片的に決めてしまうことがあまりにも多いという結論に至った。多くの仲裁ではこれが時間・費用を増大させる結果となることを見出した。まさにその問題に対応するために作られた規則の第22条～24条の新しい事案管理条項では、手続をテーラーメイドにすることが正式要件となった。

より迅速で低費用の仲裁手続になるようにテーラーメイドにすることは本来難しいことではない。当事者間でより迅速で低費用の手続について合意することができるが、合意できなかった場合でも、仲裁廷が当事者の意見を聞いた上でそのような手続を決める力がある。これは通常、最初の準備会合で決定される。より難しいのは、各事案の複雑さと価値に相応しいリソースと手続の適切なレベルを決めることである。準備書面の提出回数を3回から1回にし、審問も3週間より3日間にしたほうが言うまでもなく迅速で費用も低く抑えることができるのだが、そうすることにより必然的に犠牲になるのは、当方の理論を詳しく聞いてもらうということである。また証人をビデオ会議で出廷させることは費用も負担も少なく済むが、説得力が弱まるという可能性もある。どの当事者

にとっても、仲裁廷がその当事者にとって有利な判決を下すように、説得力のある説明をすることが目標である。その目標を果たすために当事者が投資してもいいと考える時間・費用は、紛争の重要性、複雑さ、そして価値により変化する。また仲裁の各段階についても、費用・リスク・利益を秤に掛けた決定をしなければならない。

当事者代理人が社外弁護士と協力的な関係があり、時間・費用の決定に積極的に参加する場合に、そのような決定が適切に行われる。結局のところ、当事者内のプロセス、元となっている取引の価値や負担しているリスクを最もよく理解しているのはその当事者自身である。当事者の事案、当事者のリスク、当事者の資金なので、どのレベルのリスクを負担するのか、どのような戦略的決定をするのかを決めるときに最良の立場にいるのは当事者自身なのである。社外弁護士の役目は、さまざまな情報に基づきそれぞれの選択肢の利点・不利点を考えた上で、正しい決定を支援することである。さらに、規則の第22条1項に規定しているように、経験に基づき費用効率の高い手続を策定し、すべての当事者が迅速で費用効率の高い仲裁の遂行を支援するよう促すことにおいて、仲裁廷も重要な役目がある。

事案管理上の留意点

仲裁管理において、当事者代理人は一般的に以下のことに留意するべきである。

早期の事案評価 成功する見込みの少ない事案や、人力移入に伴う負の影響、投入した時間や費用ほどの価値がない事案を追及しないことにより、多大な時間・費用を節約することができる。このようなことは仲裁を始める前に分析すべきである。しかし、仲裁中も、事案の評価を継続すべきである。

現実的なスケジュールの維持 できるだけ早い時期に仲裁全体の現実的なスケジュールを設定し、よほどの理由がない限りそれを堅持することが、うまく管理された、予想のつく仲裁には不可欠である。当事者は仲裁判断の時期をより正確に予見することができ、適切な財務計画を作ることができる。仲裁廷も現実的なスケジュールの作成および維持において重要な役目がある。

仲裁の効果的管理 はじめに

テラーメードおよび費用効率の高い手続の設定 当事者代理人および社外弁護士は当ガイドラインを利用することにより、その当事者の観点から見た最適な手続を確定することができる。次の問題はその手続をどのように実施するかである。まず、ある当事者が他方の当事者に相談し、適用される手続について合意することを求めることができる。そのような合意は規則の第 19 条に則って適用されなければならない。当事者間で1つ以上の手続について合意できなかった場合、いずれもその立場を準備会合以前に、またはその最中で、仲裁廷に説明することができる。仲裁廷は当事者の説明を聞いてから決定する。

和解手続の認識 仲裁以前に、またはその最中に、調停、中立評価、直接和解協議といった和解手続が随時に起こりえる。仲裁が進行するにつれて、当事者のニーズや事案に対する考え方が変わり、予想される和解の性質やどれだけ望ましいものなのかを左右する可能性がある。新しい事実が判明したり、部分的仲裁判断が下されたり、管理上の変更があったり、当事者間の関係について新しい観点が見出されたりする可能性もある。当事者は絶えず自分の論拠を再評価し、ある時点で有意義な和解をする可能性がないかを決定すべきである。

当ガイドラインの構造

当ガイドラインは以下の3大部分から構成されているが、そのどれもが仲裁の時間・費用に関する効率的な決定を支援することが目的である。第1に和解の留意点に関する説明、第2に準備会合に関する説明、第3に11の課題に関する一連のトピック・シートがある。

各トピック・シートでは費用・リスク・利益の決定をしなければならない仲裁過程の特定の段階について別々に取り上げている。トピック・シートは仲裁のあらゆる側面をカバーする意図はなく、決定をするための手法を提供することが目的である。さらに、それぞれの課題について適切な決定をする手助

けとなるツールにもなる可能性がある。カバーされている課題は以下の通りである。

- 仲裁の申立
- 答弁書および反対請求
- 多数当事者の仲裁
- 早期の争点裁定
- 陳述書提出
- 書類の提出
- 事実証人の必要性
- 事実証人の陳述書
- 鑑定証人
- 本案の審問
- 審問後の弁論趣意書

各トピック・シートはエグゼクティブ・サマリーとなるように作られ、一連のセクションに分割された標準的な形となっている。第1のセクションではトピックを紹介し、課題を確定している。第2のセクションではその課題について各当事者に利用できる選択肢を記載している。第3のセクションではそれぞれの選択肢の利点・不利点を説明している。第4のセクションでは費用・リスク・利益の観点からそれぞれの選択肢を分析する。そして第5のセクションでは、キーとなる決定を明らかにする有用な質問を列挙している。質問のリストは例えば、仲裁のその段階について選択しなければならないことに関する、当事者代理人と社外弁護士間の協議の基礎として利用することができる。有用であると思われた場合、最後のセクションでほかの一般的な留意点が記載されている。

トピック・シートは規定的なものではなく、絶対的な答えを提供するものでもない。むしろ、協議や意思決定を促すための提案が含まれている。委員会では、これらのトピック・シートが、紛争の複雑さおよび価値を考慮したうえで、迅速で費用効率の高い仲裁を遂行するためにしなければならない、費用・リスク・利益に関する決定を適切に行うことを支援することを望んでいる。

和解に関する留意点

交渉により紛争を和解することは、多大な時間・費用を節約することができるため、当事者は仲裁以前の、またはその最中の、和解の可能性について必ず念頭に置くことを推薦する。ICC 仲裁規則の付属規程 IV(h) に記載された事案管理手法では、仲裁廷は当事者に対して、紛争の一部または全部を随時に自由意志で和解することができるということを通知することができ、また当事者との間に合意された場合、そして準拠法による強制条件で許されている場合、そのような和解を促進する措置をすることもできるということが示されている。

和解をすべきかどうか

これは複雑な問題であり、各事案の事情による。仲裁で成功する見込みと、その費用、負担や人力移入に伴う負の影響、そして結果を得るために必要となる時間など、いくつかの要因とを秤に掛けなければならない。その選択は主義、財務やその他の不安を取り除く必要などに影響される可能性もある。ほかの留意点で以下のようなものもある。

関係の持続 仲裁の当事者は保全したい継続的關係もあるかも知れない。紛争を訴訟に持っていきより、和解したほうがその関係を支持する可能性がある。

強制執行の困難性 申立人はある被申立人に対して仲裁判断を強制執行することが難しいと見込む場合、自分の論拠の強さを評価する際にその困難を組み入れるべきである。執行できるかどうか不確定な場合、より低い金額で和解したほうが適切な場合もある。

和解をすべきでない理由 和解を否定するように作用する要因がいくつかある可能性がある。例えば、申立人は今後の事案で使用するための前例や仲裁廷指導を獲得したいと考える場合や、オファーされた和解では仲裁で成功する可能性に合わないと考える場合があるかも知れない。また被申立人はほかの予想申立人が和解を求めることを防止するために、または和解が責任を認めたこととして解釈される懸念があるために、和解を望まないことも考えられる。

守秘義務の重要性 守秘義務のない仲裁より、和解のほうが望ましい可能性がある。当事者がそのように合意した、仲裁廷がそのように命令した、または準拠法がそのように要求しているということがない限り、ICCにおける仲裁は守秘義務がない。

和解の方法

当事者が和解を探ると決心した場合、利用できる方法はいくつかある。和解を自力で求めるか、弁護士力を借りて求めるか、ICCの調停規則に従い調停人の力を借りて求めることができる。調停規則を適用することは、当事者間の合意に基づく場合もあれば、一方の当事者がそれを要求し、他方がそれを受け入れる場合もある。ICCの調停規則は調停そのものを想定しているが、当該紛争についてより適切な和解方法がほかにある場合に当事者がそれを選択することも許容している。ICCの調停規則で利用できる和解方法は以下のようなものもある。

調停 中立者の助力により、当事者間でその紛争の和解を交渉することを支援する。中立者は紛争の本案に関する意見を求められることはない。

中立評価 中立者は事実関係、法務関係、技術的な課題、契約の解釈など、広範囲の事柄について、拘束力のない意見や評価を提供する。

ミニ裁判 中立者および各当事者の権限ある幹部からなるパネルが各当事者からの説明を聞いた後、パネルまたは中立者のいずれかが紛争の調停をするか、本案について意見を述べることができる。

2つ以上の手法の組み合わせ 例：調停でありながら、ある特定の争点については中立評価を使用すること。

紛争の事柄について意見を求められ、ICCの鑑定規則に従い任命された鑑定人の報告は和解を促進する可能性がある。しかし、中立評価と異なり、鑑定人の報告は和解できなかった場合でも、訴訟や仲裁で認容される。

事案管理手法

当事者およびその弁護士は、仲裁以前に、または最初の段階で和解できなかった場合でも、仲裁の管理方法により和解を促進することができるということを念頭におく必要がある。ICC 仲裁規則の付属規程 IV では、そのように利用できるいくつかの事案管理手法に焦点を当てている。

分岐 適切な場合には、管轄権や責任に関する部分的判断が和解を促進する可能性がある。例えば、仲裁廷が管轄権を持っていると決定した場合、当事者は仲裁が進行するということが分かる。そうすると和解を協議する刺激になるかも知れない。また、仲裁廷が一方の当事者に責任があると決定した場合、当事者は仲裁を完了することによる時間と費用を負担することより、損害賠償の争点を和解するほうを選択する可能性がある。

重要な問題の早期検討 仲裁の請求決定に必然的に影響を及ぼす事実関係、法務関係、または事実および法務関係の組み合わせがあった場合でも、比較的押さえた費用で、独自なものとして解決できる場合もある。準拠法の確定、時効、ある契約条項の解釈、主要事実や技術的課題の確定、損害賠償額算定基準などがその例である。当事者にとって、仲裁廷がこのような課題を解決してからのほうが和解しやすい可能性がある。

仲裁廷の積極的関与 当事者間で合意し、準拠法にも許容されている場合、仲裁廷は当事者との協議により、または当事者に上記のような和解方法を推薦することにより、和解を積極的に促進することができる。

創造性および寛容な態度

当事者が一度立場をはっきりとさせ、費用を負担してからは、仲裁が独り歩きするようになることも少なくない。各当事者およびその弁護士は、和解は仲裁中のどの時点でも起こる可能性があり、ICC 仲裁規則も当事者にその可能性を探ることを推薦しているということを念頭に置かなければならない。和解を求めて自由意志と創造性を発揮すると、当事者はよく仲裁では得られないような解決策にたどり着く。

準備会合

準備会合は仲裁の遂行方法を決めるメカニズムを提供する。全過程を最初の準備会合で決めることができなければ、残った課題をその後が続く会合で決めることができる。準備会合で決定したことは仲裁中、全当事者間の合意により、またはその合意ができない場合は仲裁廷の決定により、変更することができる。

ICC 仲裁規則の第 24 条 1 項では、各当事者に仲裁の遂行について相談するために、仲裁廷が早期の準備会合を召集することを要求している。その後、規則の第 22 条 2 項に従い、そして当事者間の合意に違反しない限り、仲裁廷は仲裁の遂行のために手続的措置を採用することができる。第 22 条 1 項では、仲裁廷および各当事者が紛争の複雑さおよび価値を考慮したうえで、仲裁を迅速で費用効率の高い方法で遂行するように最大なる努力をするということが要求されている。

決めなければならない課題は以下のようなものを含む。準備書面の提出回数、書類の提出があった場合はその範囲、早期の争点裁定、事実証人や鑑定証人、そして審問があった場合はその遂行。当ガイドラインに含まれているトピック・シートは、当事者およびその弁護士や仲裁廷が仲裁の遂行について適切な選択をすることを支援するために作られた。

実際には、事案のファイルを受けてから、仲裁廷は各当事者に対して事案管理の提案をするように促す可能性がある。そうしなかった場合、当事者間で仲裁の遂行について合意することを試みることができる。合意した場合は、すべての当事者が受け入れる仲裁廷からの提案を条件に、従わなければならない。当事者間で合意しなかった場合、仲裁廷は各当事者の言い分を聞いてから、当該事案について適切であると思われる手続的措置を採用する。

規則の第 22 条 1 項が迅速で費用効率の高い仲裁に言及している傍ら、同時にスピードと低い費用自体は目的にならないということも明確に記載している。紛争の複雑さと価値も考慮しなければならない。迅速で費用効率の高い仲裁は、紛争の解決に費やされる時間や費用が、危険に晒されているものからみて妥当なレベルであるという仲裁である。どの場合でも、ある手続的措置の費用が正当化できるレベルかどうかについて、費用対効果の分析をする必要がある。

各当事者の目的がそのような選択をする際に極めて重要となる。当事者の目標が事案管理戦略に生かされる例のいくつかを下記に示す。

- 重要な主義が危険に晒されている場合、事実を徹底的に調査し、すべての法的主張を完全に表明するための時間と費用を費やす価値がある可能性もある。その目標を持った当事者であれば、より広い書類提出、数多くの陳述書提出、たくさんの事実・鑑定証人などにまつわる費用を喜んで負担するかも知れない。
- 逆に、重要な主義も多大な金額も危険に晒されていない場合、当事者はできるだけ迅速で低費用の仲裁を望む可能性がある。この場合、当事者はむしろ書類提出や証人の数を制限し、審問を短くし、陳述書提出を最小限にしようとするかも知れない。
- そして例えば関係を持続するために、または損失のリスクを抑えるために、当事者が事案を和解したいと思う場合、準備会合により仲裁の分岐や、解決をすれば和解を促進する可能性のある重要な問題の早期確定を求める可能性がある。そして当事者は仲裁の残りの段階の前に、またはその最中に、和解手続を手掛けることに合意する可能性もある。

トピック・シート

1. 仲裁の申立
2. 答弁書および反対請求
3. 多数当事者の仲裁
4. 早期の争点裁定
5. 陳述書提出
6. 書類の提出
7. 事実証人の必要性
8. 事実証人の陳述書
9. 鑑定証人（審問前の課題）
10. 本案の審問（証人の課題も含む）
11. 審問後の弁論趣意書

1. 仲裁の申立

概要

ICC における仲裁は、ICC 国際仲裁裁判所の事務局に仲裁申立書を提出することにより開始される (ICC 仲裁規則第 4 条)。当申立書は必ず規則第 4 条 3 項に要求された情報を含まなければならない。その条項は、規則第 5 条 1 項で要求されているように、被申立人が申立人の請求に答えることができるように、また国際仲裁裁判所が仲裁廷の確立や仲裁の発動について、規則による機能を満たすことができるように、十分な情報を導き出すためのものである。

課題: 申立書は規則における最低限の要件だけを含むべきか、事案をより詳しく説明するべきか？

選択肢

A. 規則で厳格に要求されているものより多くのコンテンツや証拠を提供せずに、規則を満たす短い申立書を提出する

B. 証拠物件を含む、事案の完全な説明となる包括的な申立書を提出する

上記の 2 つの選択肢は、考えられる選択肢の幅の中の両極端を表している。その両端の間にある任意レベルのコンテンツや証拠を提供する申立書を提出する選択肢もある。

利点と不利点

より短い、包括的でない申立書はより包括的なものと比べてより抑えた費用で、より早く準備することができる。

一方、より包括的な申立書を準備すれば、その後続く何回もの陳述書提出の必要性を回避することにより、仲裁を早めることの手助けとなる可能性がある。さらに、より多くの情報を提供すると、申立書が被申立人に対してより大きなインパクトを与える可能性がある。詳細情報を加えることにより、当事者と仲裁廷が早い段階から事案の主要な争点に集中することができ、付託事項書の作成や準備会合の遂行を促進する可能性がある。

仲裁の効果的管理

1. 仲裁の申立

費用対効果の分析

すべての状況において、申立人は申立書を提出する前に、その論拠の性質、強み、弱みなどの早期評価を真剣に検討することを推薦する。これにより、まず仲裁に付託するほど請求が丈夫なのか、または紛争の和解を求めたほうが良いのかを確定することができるようになる。仲裁を行うと決めた場合、早期の事案評価は申立書に間違いのないことや、申立人の請求が正しく記載され、もっとも効果的に表現されていることを保証する手助けとなる。この評価はいくらかの時間と費用を必要とするが、典型的な場合には、仲裁全体を通して考えればその両面を節約する結果となる。

申立人が仲裁を実行すると決めた場合、短い申立書を提出するか、長い申立書を提出するか、決定しなければならない。どれだけ包括的な申立書にするかという決定は、事案の状況や戦略的条件により大きく影響される。短い申立書を作成するとある程度の時間と費用を節約することはできるが、結局申立人がその申立書を補完するために追加の詳細情報を要求された場合、一時的な節約に過ぎない場合がある。申立書および答弁書がそれぞれ完全な申立または完全な答弁となっている場合、1回以上のさらなる陳述書提出を回避することにより時間と費用と節約することができる。しかし、複雑な事案ではそれができない場合があり、申立書と答弁書は結局その後の陳述書提出によって取って代わられる可能性がある。

申立書を提出する最大の目的は和解協議を導き出すことである場合、短い申立書か長い申立書か、どちらでそれをよく達成できるのかについて考慮すべきである。被申立人は仲裁が開始しないと和解に応じない可能性が高く、請求の実質的な側面は和解協議で処理したほうがいい場合、短い申立書がより好ましい可能性がある。一方、目標は和解協議を始める前に、被申立人に対して書面で申立人の論拠の強さを示すことである場合、長い申立書がより好ましい可能性がある。

考慮すべき質問

1. 申立書提出から望まれる結果は何か？（例えば、和解協議の引き金になること、仲裁で紛争を解決すること）
2. 早期の事案評価をしない正当な理由はあるのか？
3. 短い申立書を提出すると、実際に費用節約になるのか？上記の理由により、長い申立書を提出することによる利益がその節約より重いのか？
4. 短くすべきか、長くすべきかを左右する、申立書提出のタイミングに影響を及ぼすほかの戦略的・法的事項はあるのか？

その他の留意点

タイミングの関係で短い申立書が好まれる場合がある。例えば、時効により妨げられないように申立書を迅速に提出しなければならない可能性がある。緊急仲裁人規則（規則の付属規程 V）第 1 条に従い、事務局が緊急措置申請書を受け取った場合、その後 10 日以内に申立書を提出しなければならない場合もある。

また規則の第 23 条 4 項に従い、仲裁廷の許可がなければ付託事項を確定してから新しい請求をすることはできない。そのため、申立人は付託事項書に署名する前にすべての請求をすることが賢明であろう。

規則第 5 条 6 項では、規則第 5 条 5 項に従い被申立人が反対請求をしたとき、申立人はそれに対する答弁書を提出しなければならないと規定している。答弁書および反対請求に関するトピック・シートでこの状況に対するガイダンスが記載されている。

2. 答弁書および反対請求

概要

被申立人は仲裁申立書に対する答弁書を事務局に提出しなければならない (ICC 仲裁規則第 5 条)。当答弁書は必ず規則第 5 条 1 項に要求された情報を含まなければならない。また、答弁書は規則第 5 条 5 項に従い、反対請求を含むこともできる。

課題：答弁書や反対請求は規則で要求していること以上にどれだけ詳細に、また広範囲にすべきか？

選択肢

A. 規則で厳格に要求されているものより多くのコンテンツや証拠を提供せずに、規則を満たす短い答弁書を提出する

B. 証拠物件を含む、事案の完全な答弁となる包括的な答弁書を提出する

上記の 2 つの選択肢は、考えられる選択肢の幅の中の両極端を表している。その両端の間にある任意レベルのコンテンツや証拠を提供する答弁書を提出する選択肢もある。

答弁書の適切な長さを決定する際、被申立人は申立人が選択したのと同じ長さや詳細の程度に合わせるかどうかを考慮すべきである。具体的に、被申立人は以下の選択肢から選択できる。

- a) 申立人のアプローチ (例えば短い文書、長い文書) を反映する答弁書を提出する
- b) 申立人が提出した申立書と異なる形の答弁書を提出する

C. 答弁書の長さや中身に関係なく、反対請求を主張する。反対請求の申立は仲裁申立書のトピック・シートで説明されたのと同じような留意点がある。

仲裁の効果的管理

2. 答弁書および反対請求

利点と不利点

短い答弁書や長い答弁書を提出する利点と不利点は、申立人が提出した申立書の形により変わる可能性がある。申立人が短い申立書を提出し、被申立人も同じように短い答弁書で反応すると、被申立人が規則第5条2項に従い答弁書の提出のための時間の延長を必要とする可能性が低くなることもあり、仲裁はより迅速に付託事項と準備会合まで進むことができるはずである。一方、申立人がより長い、より詳細な申立書を提出した場合、被申立人も詳細な答弁書で反応できるように時間の延長を求める必要が生じる可能性がある。

より短い、包括的でない答弁書はより包括的なものと比べてより迅速に、より低費用で準備することができる。

申立人が包括的な申立書を提出し、被申立人も包括的な答弁書を提出することに決めた場合、これはその後続く何回もの陳述書提出の必要性を回避することにより、仲裁を早めることの手助けとなる可能性がある。

さらに、より多くの情報を提供すると、答弁書がより大きなインパクトを与える可能性がある。詳細情報を加えることにより、当事者と仲裁廷が早い段階から事案の主要な争点に集中することができ、付託事項書の作成や準備会合の遂行を促進する可能性がある。

費用対効果の分析

利用できる時間内にできる限り、被申立人は答弁書を提出する前に、その論拠の性質、強み、弱みなどの早期評価を行うことを推薦する。これにより、まず事案に答弁すべきなのか、または和解を求めたほうが良いのかを確定することができるようになる。被申立人が仲裁に答弁する、また場合によっては反対請求を主張すると決めた場合、早期の事案評価は答弁書に間違いのないことや、被申立人の答弁および・または反対請求が正しく記載され、もっとも効果的に表現されていることを保証する手助けとなる。この評価はいくらかの時間と費用を必要とするが、典型的な場合には、仲裁全体を通して考えればその両面を節約する結果となる。

規則の下では早期の事案評価を行い、答弁書を提出できる時間が限られているということは、被申立人がさらに考えなければならない点となる。被申立人が紛争を事前に把握している場合、仲裁申立書を受ける前から早期の事案評価を行うことができる可能性がある。一方、仲裁申立書を受領することが被申立人にとって、申立人の請求を評価する最初の本当の機会である場合、規則の下でそのために利用できる時間は限られている。

上記の状況によって、被申立人は短い答弁書を提出するか、長い答弁書を提出するかを決めなければならない。どれだけ包括的な答弁書にするかという決定は、事案の状況や戦略的条件、そして規則の下で答弁書を提出できる限られた時間により大きく影響される。短い答弁書を作成するとある程度の時間と費用を節約することはできるが、結局被申立人がその答弁書を補完するために追加の詳細情報を要求された場合、一時的な節約に過ぎない場合がある。

申立人が申立書の中で事案の完全な説明を提出し、利用できる時間内に答弁書の中で完全な答弁を提出できる場合、1回以上のさらなる陳述書提出を回避することにより時間と費用と節約することができる。しかし、複雑な事案ではそれができない可能性がある。

短い答弁書か長い答弁書のどちらが和解協議を促進する可能性があるのかを考慮すべきである。和解の実質的な側面を交渉で処理したほうが良く、和解する可能性が充分あると思われる場合、より短い答弁書が望ましい可能性がある。一方、目標は和解協議のために、申立人に対して書面で被申立人の答弁や反対請求の強さを示すことである場合、長い答弁書がより好ましい可能性がある。

仲裁の効果的管理

2. 答弁書および反対請求

考慮すべき質問

1. 短い答弁書を提出すると、実際に費用節約やほかの利点になるのか? 上記の理由により、長い答弁書を提出することによる利益がその節約などより重いのか?
2. 規則で規定している 30 日間以内に答弁の早期評価を行い、答弁書を提出する時間は充分あるのか、または第 5 条 2 項に従い、答弁書を提出する時間の延長を要求する必要があるのか?
3. 仲裁で取り上げることができる、また取り上げるべきである重要な反対請求はあるのか? それらは規則における最低限の要件だけに従うべきか、より詳しく、証拠物件を伴ったものにすべきか?

その他の留意点

規則の第 23 条 4 項に従い、仲裁廷の許可がなければ付託事項を確定してから新しい請求をすることはできない。そのため、被申立人は付託事項書に署名する前にすべての反対請求をすることが賢明であろう。

被申立人が規則第 7 条 1 項に従い追加当事者を参加させた場合、その条項で規定された期間内に行うように気をつけなければならない。

管轄権に対する重要な意義がある場合、被申立人は本案に対して短い答弁書にすることを考慮することができる。

3. 多数当事者の仲裁

概要

ICC 仲裁規則では、すべての当事者が合意した場合、3名以上の当事者を持つ仲裁を行うこともできる。多数当事者の仲裁は以下のように、いくつかの手續上の選択から生じる可能性がある。

- 申立人は規則第 4 条に従い 2 名以上の被申立人に対して仲裁を開始することができる
- 2 名以上の申立人は規則第 4 条に従い 1 名以上の被申立人に対して仲裁を開始することができる
- 仲裁人の確認または任命以前であれば、ある当事者は規則第 7 条に従い仲裁にほかの当事者を参加させることができる
- ある当事者の求めに応じ、規則第 10 条の要件を条件に、裁判所は係争中の 2 つ以上の仲裁を 1 つの仲裁に併合することができる

課題：どのような場合に多数当事者の仲裁を選択することが利益につながるのか？

選択肢

- A. すべての関連当事者が合意している場合、それらを含む 1 つの仲裁
- B. 2 つ以上の別個の仲裁

利点と不利点

1 つにまとめた多数当事者の仲裁が可能である場合、それはより包括的な仲裁となり、重複を回避する。さらに、それぞれ別の仲裁で相反する決定がなされる恐れを回避する。

一方、1 つにまとめた多数当事者の仲裁はより複雑な仲裁となる可能性があり、仲裁の時間と費用を増大させる結果となる可能性がある。例えば、紛争における役目が小さい当事者は多数当事者の仲裁に参加したくない可能性があり、拘束力

仲裁の効果的管理

3. 多数当事者の仲裁

のある仲裁合意がなければ参加を拒否することもできる。さらに、3人からなる仲裁廷となる仲裁では、ICC 国際仲裁裁判所が規則第 12 条 8 項に従い仲裁廷の仲裁人全てを任命すると決める可能性があるため、3名以上の当事者のある仲裁を選択すると、当該当事者は共同仲裁人を選択する能力を失ってしまう可能性がある。

費用対効果の分析

2つ以上の別個の仲裁より、1つにまとめた多数当事者の仲裁をしたほうが時間と費用の節約につながるのかについて考慮すべきである。1つの仲裁のほうが通常より費用効率が-highい、個別の仲裁にした選択肢のほうが1名以上の当事者にとってより効率が高いという状況もありえる。

1つにまとめた多数当事者の仲裁の選択肢がより時間・費用効率が高いのであれば、各当事者は国際仲裁裁判所が規則第 12 条 8 項に従い仲裁廷の仲裁人全てを任命することが必要であると決める可能性があるため、当事者は共同仲裁人を選択する可能性を失ってしまうリスクなど、予想デメリットより時間と費用の利益が重いのかを考慮すべきである。

1つにまとめた多数当事者の仲裁が効果的かどうかを決定するに当たり、もう1つ考慮する重要な要因は、各当事者の契約上の役目とその役目から生み出される特定の利害関係である。ある当事者と紛争を仲裁することにより、ほかの当事者に対する立場が弱くなる可能性がある。例えば、2名以上の当事者が共に残りの契約当事者に対する責任を共有する潜在的な可能性がある場合、互いに相手に対して行う主張が残りの契約当事者の論拠を支持することになる恐れがあるため、2者間の争いを仲裁の場で審理するのは戦術上、不得策になる可能性がある。

4. 早期の争点裁定

概要

課題：仲裁廷による部分的判断で早期に裁定してもらうために、特定の争点を取り出すことはどういう状況においてメリットがあるのか？

以下のように、そのような扱いが適切な争点は何種類かある。

まず、仲裁全てに片をつけるような決定的な争点があるかも知れない。そのような争点には以下のようなものがある。

- 仲裁廷がその紛争に対して管轄権があるかどうか
- 当該紛争は関連する時効により阻止されているのか
- 責任があるかどうか
- 当該紛争が仲裁の対象となり得るかどうか
- 各当事者は訴える、または訴えられる能力があるかどうか

例えば、仲裁廷が全紛争に対して管轄権がないと決定した場合、仲裁の全請求を棄却する最終的判断になる。仲裁廷は管轄権があると決定すれば、その決定は部分的判断となり、仲裁廷のその決定が和解になる場合を除いては仲裁が続行する。同じようなパターンが上記のほかの例にも準用される。

そして、その解決が仲裁全てに片をつけることにつながらなくても、取り出して部分的判断として決めたほうが有利である個別の争点が存在する可能性もある。ある特定の争点を早く解決すると、残りの仲裁で決めなければならない争点の幅を狭めたり、簡単にしたりする可能性があり、また和解を促進する可能性がある。そのような争点で以下のようなものがある。

- 契約条項の意味に関する決定
- 準拠法に関する決定
- 紛争されているいくつかの主要事実に関する決定

仲裁の効果的管理

4. 早期の争点裁定

- 回収可能な損害の種類の設定など、1つ以上の請求に対するある当事者のエクスポージャーに大きな影響を与える争点の設定

例えば、準拠法の決定により、各当事者がいくつかの代替準拠法に基づき言い分を弁論することに係る時間と費用を節約することができる可能性がある。上記のほかの例についても同じ分析ができる。

選択肢

- A. 争点を早期裁定のために全く取り出さない
- B. 判断による早期裁定のために、1つ以上の争点を取り出す

利点と不利点

部分的判断による1つ以上の争点の早期裁定は、全紛争を解決するか、残りの仲裁を簡単にするか、和解を促進する可能性がある。しかし、判断がこれらの目標に達しなかった場合、早期裁定手続は時間と費用の増大につながる可能性がある。さらに、ほかの争点を一緒に決定してもらうのではなく、ある個別の争点を取り出すことは、仲裁廷による1つ以上の争点の決定に影響を与える可能性がある。

費用対効果の分析

仲裁全てに片をつける可能性のある争点を取り出す

この課題の費用対効果の分析は、未知の重要な事柄があるにもかかわらず決定しなければならないため、さらに複雑である。ある争点を取り出すかどうかを決める際、当事者は仲裁廷の決定を事前に知ることはできない。例えば、責任と損害の争点に関連している事案において、責任の争点を取り出し、仲裁廷は責任がないと決定した場合、準備書面を交換したり、損害に関する審問を行ったりする必要はないため、たくさんの時間と費用を節約することになる。一方、仲裁廷が責任があると決定した場合、その決定の影響により当事者が和解すると決めない限り、損害に関する段階も必要となり、結局責任の争点を取り出したことにより、仲裁全体としての時間や費用が増大する結果となる可能性がある。

このような未知の要因を考慮すると、費用対効果の分析は確率の評価および予想費用の推計によらざるを得ない。ある争点を取り出すかどうかを決めるとき、いくつかの具体的な質問への答えとして、予想される結果および時間・費用を推定することが有用になる可能性がある。

- 仲裁廷の決定が仲裁全てに片をつけるという確率はどのくらいあるのか？
- 仲裁廷の決定が仲裁全てに片をつけない場合、仲裁廷の争点の早期裁定が事案の和解につながる確率はどのくらいあるのか？
- 争点の早期裁定による予想追加時間と費用と、全体的に予想される費用とを比較した場合はどうなるのか？つまり、仲裁を1度で遂行するのではなく2度に分けて遂行した場合、時間と費用はどれだけ増加するのか？

これらの質問に対する答えは、ある争点を早期裁定のために取り出すべきかどうかを決定するときの手助けになる。以下の各要因はたいいてい、争点を早期裁定用に取り出すことを支持するように作用する。

- 片をつけるような決定の確率が高い
- 片をつけるような決定がなくても和解する確率が高い
- 残りの段階は時間と費用をたくさん費やす確率が高い
- 早期裁定による追加費用は少ない

ある争点を取り出すかどうかは、上記の要因をそれぞれ秤に掛けることにより決定できる。

仲裁全てに片をつける可能性のない部分判断で争点を取り出す

ここには類似した費用対効果の分析が行われるわけだが、関連質問は少し変わってくる。

- 仲裁廷がある特定の争点を早く裁定すると、残りの仲裁で決めなければならないほかの争点の幅を著しく狭めたり、簡単にしたりする確率はどのくらいあるのか？
- ある争点の早期裁定が事案の和解につながる確率はどのくらいあるのか？

仲裁の効果的管理

4. 早期の争点裁定

- ある争点の早期裁定によるであろう追加の時間・費用はどのくらいか？

ここもまた、これらの質問への答えの重さを互いに比較することが、ある争点を早期裁定用に取り出す価値があるかどうかを決定する手助けとなる可能性がある。

考慮すべき質問

1. 事案には、別個の仲裁判断で確定できる決定的な争点または個別の争点は含まれているのか？
2. 上記の費用対効果の分析に鑑み、当該争点の仲裁廷による早期裁定は有益だろうか？
3. 早期裁定は次のいずれをもたらすだろうか？ (a) 全紛争を解決する、(b) 和解を促進する、または (c) 残りの仲裁を簡単にする

その他の留意点

規則第 37 条 5 項により、仲裁廷は仲裁の費用を振り分ける時、各当事者がどれだけ仲裁を迅速で費用効率の高い方法で遂行したのかを勧告することが許可されている。仲裁廷は、事案に片をつける見込みのある争点の早期裁定において負けた当事者が、不誠実に行動をしたまたは迅速で費用効率の高い行動をしなかったと決定された場合、その当事者に対してある程度の費用を振り分ける可能性がある。

証人、審問設備、弁護士や仲裁人のアベイラビリティなど、1つ以上の争点を早期裁定用に取り出すロジスティクス上の理由があるかも知れない。さらに、それにより複雑な事案がより順序良く遂行されることができるようになる可能性がある。

また、それぞれ異なる仲裁合意の元でなされた請求が1つの仲裁で判断できるかどうかなど、特定の争点を仲裁の早期段階で決める有力な理由がある可能性もある。部分的判断で決めるためにある争点を取り出すことは、当事者間で合意することができるほか、当事者間で合意することができなければ仲裁廷で決めることができる。

5. 陳述書提出

概要

ICCにおける仲裁は、仲裁申立書の提出により開始される（ICC 仲裁規則第 4 条）。次に、被申立人が答弁書を提出する（第 5 条）。答弁書の中に反対請求が含まれていると、申立人がそれに対する答弁書を提出する（第 5 条）。そして仲裁の付託事項が確立される（第 23 条）。

課題：特定の仲裁において、陳述書提出が何回行われるのが適切なのか？

選択肢

- A. 申立書と答弁書が事案を充分説明しているため、さらなる陳述書提出の必要はない
- B. さらに 1 回の陳述書提出
- C. さらに 2 回以上の陳述書提出
- D. 審問後の弁論趣意書（審問があるという前提で）

利点と不利点

さらに数回の陳述書提出をすることにより、各当事者は自分の立場をより広く説明することができ、各側で展開している議論に反応することができる。

しかし、さらに何回も準備書面や弁論趣意書を提出すると、不必要な反復、過剰な詳細情報、または引き延ばし戦術を引き起こす可能性がある。

費用対効果の分析

陳述書提出が増えるたびに、仲裁に係る時間と費用は増加する。そのため、特定の事案においてさらなる 1 回を加えても、その利益はそれだけの追加時間と費用に見合うのかを決定することが不可欠である。

事実関係が複雑な場合や当事者にとって戦略的価値のある争点がある場合など、追加の陳述書提出がとても有用なときもある。そのような場合、最初の陳述書提出の後にさらに 2 回の陳述書提出を行うことはとても頻繁に行われる。

考慮すべき質問

1. 追加の陳述書提出が起因する追加の時間と費用は、その事案を考えると正当化できるのか？

特に、

2. 追加の陳述書提出は、当事者が自分の論点を仲裁廷に説明するために本当に有益または必要なのか？そうである場合、なぜ有益・必要なのか？

3. 追加の提出に伴う推計費用はどのくらいか？

4. 利益はその費用に見合っているのか？見合っているとすれば、なぜなのか？

その他の留意点

陳述書提出のページ数に制限を設けることを考えるべきである。

そのような提出の範囲にも制限を設けることを考えるべきである。例：直前の提出で相手当事者が主張した争点に制限するなど。

追加の提出でどの争点に集中すればよいのかについて、仲裁廷に指示を仰ぐことを考えるべきである。

追加の提出は同時に行うのか、逐次的に行うのかを考えるべきである。例えば、審問後の弁論趣意書を同時に提出すると効率が良くなる可能性がある。

審問後の弁論趣意書が本当に有益または必要なのか、あるいは審問前に1回の準備書面、審問後に1回の弁論趣意書で充分なのかを考えるべきである。

上記の提案は当事者間の合意、または当事者からの依頼による仲裁廷の命令に基づき執行することができる。

6. 書類の提出

概要

書類の提出は相当な時間と費用が掛かる可能性がある。言うまでもなく、各当事者は自分の論点を支持するために一方的に資料を提出することができる。「書類の提出」というのは、ある当事者がほかの当事者に対して書類の提出を要求する権利の範囲を指す。

ICC 仲裁規則では、書類の提出に関する具体的な規定は含まれていない。規則の第 19 条では、当事者間で適用される手続について合意することができること、そして合意がない場合は仲裁廷が決めることができるということを規定している。第 22 条 4 項では、仲裁廷は各当事者が自分の主張を説明する十分な機会を与えられることを保証する義務があるということを規定している。第 25 条 1 項では、仲裁廷はあらゆる適切な手法により事案の事実を確定する必要があると規定し、また第 25 条 5 項では、仲裁廷がどの当事者にも追加の証拠を提供するように要求できるということを規定している。

つまり、規則では、当事者の扱いが公正かつ公平であり、各当事者が自分の論点を主張する合理的な機会を与えられれば、どれだけの書類提出が行われるのか、また全く行われぬのかを当事者および仲裁人に任せている。書類の提出が行われる場合、そのプロセスの実施方法および提出の範囲は時間と費用に大きな影響を与える可能性がある。

社内弁護士など、当事者代理人は社外弁護士と協力し、書類の提出が本当に有用で費用の面でも有益なのか、またどれだけ有用・有益なのかを考慮する必要がある。書類の提出が行われる場合、効率的な書類提出手続を設定することにより時間と費用の負担をかなり削減することができる。

課題：書類の提出は望ましいのか？望ましい場合は、どれだけの書類提出にすべきか？

選択肢

選択肢は、全く書類の提出を行わないことから完全な書類提出まで、広範囲にわたる。

仲裁の効果的管理

6. 書類の提出

A. 書類の提出をしない

- 各当事者はお互いから書類を求めずに、自分が持っている書類だけに依存する
- 当事者はいつも自分の書類を提出する権限がある
- さらに、当事者は特定の書類の提出を命令するように、仲裁廷に依頼することができる

B. 提出は仲裁内のある争点に関連し重要である特定の書類や狭いカテゴリーの書類に制限する

以下を利用することを考えるべきである：

- 国際法曹協会 IBA の国際仲裁証拠調べ規則（以下「IBA 規則」）を基準にする
- ICC 仲裁 ADR 委員会発表の「仲裁における時間と費用の管理」に含まれている提案事項
- ICC 仲裁 ADR 委員会発表の「電子文書の提出管理」

C. いくつかのコモン・ロー法域で使用されるような大幅な書類提出

- 当事者間で大幅な書類請求について合意することができる
- まれではあるが、当事者間で証言録取書や質問書を含むコモン・ロー式の「証拠開示」で合意することもできる

書類の提出が行われる場合、当事者間でお互いから書類を請求し、お互いに書類を提出する基本原理について合意することができる。

当事者間で書類の提出をするかどうか、またその範囲について、またその基本原理について合意できない場合、仲裁廷が決定する。

利点と不利点

書類の提出は多大な時間と費用を要することがあり、それが広くなればなるほど、時間と費用をたくさん要するようになる傾向がある。書類を検索し提出する当事者側も、提出された書類を研究・分析する当事者側も、時間と費用が必要となる。

一方、ある当事者が必要としている書類について他方の当事者だけが所有している場合、書類の提出が必要不可欠な場合もある。さらに、書類の提出により各当事者および仲裁廷が事案をより完全に理解できるようになる可能性がある。また、ある当事者が自分の主張に不利な書類を自発的に提出する確率は低いいため、書類の提出によりそれを義務付けることができる。

費用対効果の分析

書類の提出に要する時間と費用を勘案すると、そもそも書類の提出を求めるかどうか、そして求める場合はその望ましい範囲を決定するためには費用対効果の分析が必要となる。各当事者は、既に持っている書類で立証責任が効果的に満たされるのか、そして自分の論拠を主張するために本当に有用な文書が他方の当事者の所有にある確率はどれだけあるのかを調べることを推薦する。

そして各当事者は書類の提出による追加の時間と費用を推計し、書類の提出が実際にその論拠の主張に役立つという確率とを秤に掛けるべきである。例えば、書類の提出はUSD 500,000掛かると推計され、それにより有益な結果が出る確率は最高10%であると思われた場合、その10%のチャンスのためにUSD 500,000の費用を費やす価値があるかどうかという問題になる。それは当事者（典型的な場合にはその代理人となる社内弁護士）と社外弁護士とで共に決定することが最善と考えられている。紛争の対象となっている金額、方針上の問題があるかどうか、前例について懸念があるかどうか、他方の当事者から書類を入手することにより利益より自分で書類を提出しなければならないデメリットが重いかなど、勘案しなければならない要素はたくさんある。

仲裁の効果的管理

6. 書類の提出

考慮すべき質問

1. 書類の提出を依頼することは、当事者が自分の論点を説明するために本当に有益または必要なのか、あるいは当該当事者はすでに持っている書類に依存することが効果的なのか？
2. どのくらいの書類の提出が実際に有用で必要なのか？
3. 書類の提出はいつ行われるべきか？
4. 書類を検索し、提出する予想費用と、提出された書類を閲覧し分析する費用はどのくらいなのか？
5. 書類提出の利益はその費用に見合っているのか？見合っているとすれば、なぜなのか？

その他の留意点

仲裁条項で書類の提出に対応することが適切かどうかを考えるべきである。例えば、(予想される紛争の解決に対して書類の提出がほぼ確実に役に立たない契約書の場合など) 書類の提出をしないと合意する、または IBA 規則に従った制限的な書類提出に合意する、または大幅な書類提出や「証拠開示」に合意することができる。

書類の提出は1度に行われるべきか、1度以上に行われるべきかを考えるべきである。それが陳述書提出の前か後に行われるべきかを考えるべきである。

仲裁廷に送信される書類を管理しやすい量に制限することが適切かどうかを考えるべきである。

書類の提出の費用を推計するときに、翻訳の費用も勘案すべきである。

レッドファーンスケジュールの使用や提出に要する合理的な枠における最短な期間の設定など、書類提出の実施に使用される基本原理を考えるべきである。

電子書類の提出について当事者間で合意した場合、または仲裁廷がそれを命令した場合、特別な配慮が必要となる可能性がある。そのような場合には、電子書類の提出について最も効率の高い方法を選択することを支援するために、ICC 仲裁 ADR 委員会発表の「電子文書の提出管理」を利用することができる。

7. 事実証人の必要性

概要

ICC 仲裁規則第 25 条 1 項では、仲裁廷はあらゆる適切な手法により事案の事実を確定する必要があると規定している。それは事実証人の審問を含む可能性がある。また規則第 25 条 3 項では具体的に、仲裁廷が証人を審問することに対する決定を許可している。ただし第 25 条 6 項では逆に、ある当事者が審問を依頼しない限り、仲裁廷が書類だけで事案を決定することへの決定も許可している。それにより審問のない、事実証人のない仲裁も可能となる。

課題：事実証人は本当に必要なのか？

選択肢

A. 全く事実証人を使用しない

B. 1人以上の事実証人を使用する

- 事実証人による証言が必要な争点を確定する
- それぞれの争点について、適切な事実証人を確定する

利点と不利点

事案を証明するために事実証人が不可欠になる可能性がある。しかし、典型的な場合には各証人について1つ以上の証人陳述書があり、審問で各証人の口頭証言が必要となる可能性もあるため、仲裁の時間と費用を大幅に増大させることになる。

費用対効果の分析

議論されている事実を証明するため、また紛争を取り巻く状況をより広く描くために、事実証人は本当に必要になる可能性がある。事実証人が必要かどうかを決めるためには、以下の点を考慮することができる。

- 議論されている事実はあるのか？主張書面では議論されている事実があるように見えても、当事者間の協議の結果、それらの事実は実際に議論されていないことが判明する可能性がある。さらに、事実が議論されていても、その議論があまり重要ではないと思うとき、ある当事者は時間や費用を節約するためにその事実をあえて論争しないことに合意する可能性がある。
- 議論されている事実がある場合、それは紛争中の争点を決定するために関連性があり、重要なものなのか？議論されている事実でも、それが紛争中の争点の決定に影響を与えない場合は、それについて事実証人に証言を要請する時間と費用を負担する必要はない。
- 議論されている事実があり、しかもそれは関連性があり、重要である場合、本当に事実証人により証明する必要があるのか、それか書類だけで証明できるのか？
- 紛争の状況に関する一般的な説明をしてもらうために事実証人を召喚することは有用なのか？

ある当事者が事実証人を使用すると決めた場合、多くの証人が同じ事実について証言することを避け、各証人の証言範囲を注意深く絞ることにより、時間と費用を削減することができる。

考慮すべき質問

1. そもそも事実証人は本当に必要なのか？
2. 必要である場合、誰にすべきか？その証言範囲はどうすべきか？ある事実を立証するために、また事案の状況を説明するために、何人の事実証人が本当に必要なのか？

その他の留意点

時間と費用を節約するために、証人の口頭証言についてビデオ会議の利用を考えるべきである。

以下を考慮し、審問で事実証人を尋問するもっとも効果的な方法を考えるべきである。例：直接尋問と反対尋問、証人による冒頭陳述に続く反対尋問、直接尋問に代わる陳述書からすぐに反対尋問、仲裁廷だけによる事実証人の尋問、仲裁廷による事実証人の尋問に続く弁護士からの尋問、など。

証人が仲裁の言語で証言をするのか、母国語で証言をするのか、望ましいほうを決める。証人が仲裁の言語以外で証言をするときは、多くの場合それ相応の通訳を手配する必要が生じ、時間と費用が増大する。

8. 事実証人の陳述書

概要

ある当事者が事実証人による証拠を提出すると決めた場合には、以下の課題が発生する。

課題：証人陳述書を提出すべきなのか？その範囲はどうするのか？いつ提出すべきなのか？

選択肢

形

- A. 証人陳述書なし
- B. 証人による証拠の簡潔な概要（証人概要）
- C. 完全な証人陳述書

完全な証人陳述書の範囲

- A. 長くて包括的な陳述書
- B. 紛争中の主要事実争点に限った短い陳述書

数およびタイミング

- A. 1回以上の証人陳述書
- B. 陳述書提出とともに証人陳述書も提出
- C. 陳述書提出に続く証人陳述書の提出
- D. 証人陳述書の同時または逐次的提出

利点と不利点

形

証人陳述書は審問前の段階の時間と費用を増大させるが、直接尋問に代わることやより焦点に絞った反対尋問を可能にすることにより、審問そのものの時間と費用を削減することができる。逆に証人陳述書がない場合や証人概要だけが提出された場合は、審問前の費用は削減するが、審問そのものの時間と費用が増大する可能性がある。

範囲

包括的な証人陳述書は紛争のストーリーを証人に語らせ、書面証拠のコンテキストを決める意味で、主張の説明において有益な一部をなすことができる。しかし、長い証人陳述書は時間と費用が増大するだけでなく、反対尋問の範囲も拡大する。

数およびタイミング

2回以上の証人陳述書は、証人に対してほかの証人の証拠に反証を挙げる機会を与えるが、審問前の時間と費用が増大する。

証人陳述書を陳述書提出と同時に提出すると、主張する事実をその時点で直接証明することになる。さらに、当事者が事実争点を確定し次第に狭めていくことが可能となり、その後の陳述書提出がより簡潔で集中したものになる可能性がある。

陳述書提出の後で証人陳述書を提出することは、証人陳述書を準備し提出する前に議論されている事実争点を狭めることが可能となり、その結果、証人陳述書が議論されている争点により集中したものになる可能性がある。

費用対効果の分析

証人陳述書はある当事者の立場を支持する有益な証拠となる可能性があるが、時間と費用を大幅に増大させる可能性もある。そのため、説明される証拠の重要性と、それを説明するために必要となる時間と費用とを秤に掛けなければならない。例えば、当時の文書証拠など、代替の証明方法が利用できる場合、当該事実について証人陳述書を提出する費用を正当化することはできないかも知れない。同様に、ある証人がある事実について陳述書を提出する場合、同じ事実の証拠となるほかの証人陳述書を提出しても、その費用を正当化することはできないかも知れない。その事実があまり重要なものではない場合なおさらそうである。

証人概要と比較し、完全な証人陳述書はよりたくさんの労働を必要としているため、その作成費用はより高くなる。しかし、後の審問で証人を長々と直接尋問する必要性をなくすことにより、審問中の時間と費用の節約につながる可能性がある。

規則付属規程 IV で説明される事案管理手法は、反復を避け、主要争点に集中するように証人の書面証拠の長さや範囲を制限することなどを含んでいる。当事者は付属規程 IV に従い、その事実証人の証拠をできるだけ効率よく組み立てることを考慮することを推薦する。

考慮すべき質問

1. 利用できるほかの証拠源に鑑み、ある証人陳述書の作成は時間と費用の面で正当化できるのか？
2. 議論されている事実関係を証明するために、また必要な背景情報を提供するために、証人陳述書は必要なのか？それを達成するために 2 つ以上の証人陳述書は必要なのか？証人陳述書を議論されている主要事実争点に制限しない有力な理由はあるのか？
3. 証人の証拠は完全な証人陳述書として提出すべきか、または証人概要として提出すべきか？
4. 2 回以上の証人陳述書を提出する必要があるのか？
5. 証人陳述書は各当事者の陳述書提出と同時に、またはその後、提出すべきか？

9. 鑑定証人（審問前の課題）

概要

ICC 仲裁規則第 25 条 3 項は、当事者により任命された鑑定人の可能性を想定し、第 25 条 4 項では、仲裁廷が各当事者と相談してから 1 人以上の鑑定人を任命し、その付託事項を定義し、その報告を受けると規定している。

課題：鑑定人を任命する必要は本当にあるのか？当事者により、仲裁廷により、またはその両方により任命されるべきか？どのように選定すべきか？鑑定人の報告書はどのように作るべきか？

選択肢

鑑定人を任命するかどうか、また任命する場合はどのようにするのか

- A. 鑑定人を任命しない
- B. 当時が任命した鑑定人だけ
- C. 仲裁廷が任命した鑑定人だけ
- D. 当事者および裁判所の両方が任命した鑑定人

当事者が任命する鑑定人の選定

- A. 当事者またはその弁護士による鑑定人の選定
- B. 当事者からの依頼に基づき、ICC 国際 ADR センターが提案する鑑定人の選定

仲裁廷が任命する鑑定人の選定

- A. 独立性や公平性を含み、任命される鑑定人に関する各当事者のコメントを入手した後、仲裁廷だけによる選定。この選択肢は、仲裁廷からの依頼に基づき、ICC 国際 ADR センターが提案する鑑定人の仲裁廷による選定を含む。
- B. 当事者間で合意した鑑定人や当事者が共に提出した鑑定人一覧表からの鑑定人の仲裁廷による選定

報告書の作成

A. 各当事者により任命した鑑定人による個別報告書

- これらの報告書は各当事者の準備書面と共に提出することも、各当事者が事実証人の陳述書を提出した後に提出することもできる
- これらの報告書は同時に、また逐次的に提出できる

B. 個別報告書を提出する代わりに、またはその後、当事者により任命されたそれぞれの鑑定人は会合をし、合意する点と合意しない点を確定し、合意しない点に関するそれぞれの立場を説明する報告書を作る

C. 仲裁廷が任命する鑑定人に関する付託事項の草案を各当事者に提出し、コメントをもらってから本文を作成する。その後、鑑定人はその付託事項に基づき報告書を提出する。

利点と不利点

鑑定人の意見を通して説明しなければならない技術的な争点がある可能性がある。鑑定人の意見が事案にとって決定的である場合もある。しかし、鑑定証人の使用は仲裁の時間および費用を大幅に増大させる。

鑑定人が関わるのであれば、当事者任命の鑑定人と仲裁廷任命の鑑定人の利点・不利点を考慮しなければならない。事案によって、特定の法文化からの仲裁人にとって仲裁廷任命の鑑定人がもっとも説得力のある鑑定人になる可能性があるが、仲裁廷任命の鑑定人に頼ると、当事者からある程度のコントロールを奪い取ることになってしまう。仲裁廷任命の鑑定人に依頼するかどうかは重要な戦略的事項であり、各事案ごとにケースバイケースで決定されるべきである。

当事者任命の鑑定人を使用せずに仲裁廷任命の鑑定人だけに頼ることはもちろん最も費用を抑えた選択肢になる。しかし、当事者任命の鑑定人の支援がなければ、各当事者は仲裁廷任命の鑑定人の意見について充分疑問を投げ掛けたり、検証したりすることができない事案もあるかも知れない。両方共に依頼すると時間も費用も増大する。

費用対効果の分析

鑑定人を任命するかどうか、また任命する場合はどのようにするのか

鑑定人を任命するかどうかは、争点の性質、仲裁廷の法的・文化的背景、鑑定人のアベイラビリティ、事案の戦略や時間・費用に対する影響など、いくつもの要因を考慮する必要があり、複雑な問題になる可能性がある。鑑定証人の採用に関連する時間と費用は、当該事案における実際のニーズの観点から正当化できるかどうか为主要な留意点になる。

当事者が任命する鑑定人の選定

A. 当事者またはその弁護士による鑑定人の選定

専門知識を必要とする争点について証拠を提示するために、当事者またはその弁護士は鑑定報告を作成する社外鑑定人を選定することができる。あるいは、そのような争点について当事者の社内の技術専門家に証拠を説明してもらうこともできる。社内の専門家はその分野で非常に高い専門知識を持ち、争点となっている具体的な技術問題についても現場での知識を持っている可能性がある。しかし、仲裁廷により偏っていると見られる恐れがある。社外の鑑定人は時間と費用の負担が増大するが、資格やプロとしての振る舞いにより、より公平に見られる可能性がある。

B. 当事者からの依頼に基づき、ICC 国際 ADR センターが提案する鑑定人の選定

ICC 国際 ADR センターは広範囲の分野や国で鑑定人を見つけるサービスを当事者や仲裁廷に対して提供している。これは鑑定人の確認をより迅速に行い、費用を抑えることができる可能性がある。さらに、当事者任命の鑑定人が ICC 国際 ADR センターにより確認されたということは、その鑑定人の資格、独立性および公平性を裏付けることになる可能性がある。

仲裁廷が任命する鑑定人の選定

A. 独立性や公平性を含み、任命される鑑定人に関する各当事者のコメントを入手した後、仲裁廷だけによる選定。この選択肢は、仲裁廷からの依頼に基づき、ICC 国際 ADR センターが提案する鑑定人の仲裁廷による選定を含む。

仲裁の効果的管理

9. 鑑定証人

鑑定人の仲裁廷だけによる選定は、より迅速に済み、各当事者の提案の適切性に関する双方の議論を避けることができるかも知れない。そして1人の鑑定人を任命することは時間と費用を節約することができる。しかし、この方法だと当事者は選定過程から除外され、選定された鑑定人が各当事者の期待に満たないというリスクがある。また当事者の観点から見ると、仲裁廷の前で述べるまでは、鑑定人の意見の内容が未知のままであるということはさらなるデメリットであろう。

B. 当事者間で合意した鑑定人や当事者が共に提出した鑑定人一覧表からの鑑定人の仲裁廷による選定

これは仲裁廷だけによる鑑定人の選定より時間を必要とする過程だが、選定は各当事者および仲裁廷にとって納得の行く鑑定人に限るというメリットがある。そして1人の鑑定人を任命することは時間と費用を節約することができる。しかし、上記と同様に、当事者の観点から見ると、仲裁廷の前で述べるまでは、鑑定人の意見の内容が未知のままであるということとはデメリットと考えられる可能性がある。

報告書の作成

A. 各当事者により任命した鑑定人による個別報告書

- これらの報告書は各当事者の準備書面と共に提出することも、各当事者が事実証人の陳述書を提出した後に提出することもできる。

鑑定人の証拠を当事者の準備書面と一緒に提出すると、その当事者の論点をより総合的に理解することができるという利点がある。その後の準備書面の中身が、鑑定人の証拠を提出できる予想エリアではなく、実際のエリアに集中するように仕向ける機能も果たすかも知れない。一方、鑑定人の証拠は他方の当事者が後の証人陳述書、鑑定人報告や準備書面で紹介する証拠を勘案することはできず、不完全だったり補完的な鑑定人証拠の必要性をきたしたりする可能性があるというのがデメリットである。

- これらの報告書は同時に、また逐次的に提出できる。

合意しない点が充分はっきりしている事案では、逐次的提出より同時提出のほうが回数が少なくなるため、通常迅速に進む。しかし、合意しない点が充分はっきりしていない場合、同時提出では互いに対応していないまたは答えになっていない鑑定人報告になり、逆に時間と費用を増大させることになる可能性がある。

最終的な選択は時間や費用の問題にとどまらない、戦術・戦略的な事柄にも依存するであろう。

B. 個別報告書を提出する代わりに、またはその後に、当事者により任命されたそれぞれの鑑定人は会合をし、合意する点と合意しない点を確定し、合意しない点に関するそれぞれの立場を説明する報告書を作る。

鑑定人報告書の作成はかなりの時間と費用を要することがある。そのような報告の範囲を狭めると、時間と費用も削減される。当事者任命の鑑定人が会い、合意しない点をはっきりと確認する機会を与えられれば、その報告も短くなり合意しない点に焦点を絞ることができる。

C. 仲裁廷が任命する鑑定人に関する付託事項の草案を各当事者に提出し、コメントをもらってから本文を作成する。その後、鑑定人はその付託事項に基づき報告書を提出する。

仲裁廷任命の鑑定人が専門知識のある関連分野内で、議論されている具体的な争点に集中し、それについて意見を提出することを保証することが重要である。付託事項はその機能を果たすためのものである。付託事項についてコメントをすることやインプットをすることが許可されることにより、当事者は過程に対するある程度のコントロールを持つようになる。

考慮すべき質問

1. 鑑定人を任命することは実際に必要なのか、それとも鑑定人の証拠がなくても主張を効果的に伝えることはできるのか？
2. 当事者任命の鑑定人、仲裁廷任命の鑑定人、またはその両方にすべきか？
3. 当事者任命の鑑定人にせよ、仲裁廷任命の鑑定人にせよ、適切な選定方法はなにか？
4. 当事者任命の鑑定人がいる場合、何人が本当に必要なのか？
5. 鑑定人の報告はいつ、どういう形で作成すべきか？
6. 報告は同時に、または逐次的に提出すべきか？
7. 当事者任命の鑑定人は、合意・不合意している点を確認するために会う必要はあるのか？
8. そのような会合を持ったとき、弁護士も出席すべきか？

その他の留意点

各側で各分野について2人以上の当事者任命の鑑定人の使用を避けることを考えるべきである。

法的争点について実際に鑑定証人に依頼する必要があるのか考えるべきである。法的事項は社外弁護士が準備書面や審問で議論すれば、たくさんの時間と費用を節約することができる。

10. 本案の審問 (証人の課題も含む)

概要

ICC 仲裁規則第 25 条 2 項に従い、ある当事者が審問を依頼した場合、それをしなければならない。さらに、第 25 条 2 項および 3 項に従い、仲裁廷が自分の意思でそのように決めた場合、当事者、証人、鑑定人やその他の人物の審問を行うことができる。

審問は費用が掛かり、長くなればなるほど費用が高む。

課題: そもそも審問を持つということは実際に必要なのか? 必要だとすれば、2 つ以上の審問を持つ必要はあるのか? 審問の適切な長さはどのくらいで、どのように組織すればよいのか?

選択肢

A. 審問を持たずに、事案を各当事者が提出した書類だけで決定する

B. 必要に応じて 1 つ以上の審問を持つ

審問を持つ場合、以下を含むいくつかの選択をしなければならない。

- 適切な場所
- 日付
- 参加者
- 適切な期間
- 当事者間の時間の割り当て
- 冒頭陳述と最終弁論を行うかどうか、そして行う場合はその長さ
- 事実証人や鑑定証人について、直接尋問、反対尋問、および/またはコンカレント・エヴィデンスをするのか
- 審問を筆記するかどうか、そしてする場合は、一日毎の筆記記録および/または生筆記（つまりリアルタイムの筆記記録が審問中にその参加者に電子手法により提供されること）をするかどうか

仲裁の効果的管理

10. 本案の審問

- 通訳が必要な場合、それが逐次通訳か同時通訳か
- 審問の一部または全体にビデオ会議を使用するかどうか

利点と不利点

口頭審問は当事者が主張を説明し、仲裁人がそれを理解し証拠を評価する主要な機会であるとししばしば考えられる。

一方、典型的な口頭審問は仲裁過程の中でもっとも時間と費用の掛かる段階の1つである。通常必要となる広範囲な準備や審問に出席する人数など、いくつかの要因が費用の嵩む原因となる。さらに、すべての関連参加者の予定の中でお互いに都合がつくタイミングを見つける難しさから、仲裁が遅れることも多々ある。

それでも審問の運営について適切な決定をすることにより、時間と費用を削減することは可能である。

費用対効果の分析

審問を依頼する、またはその依頼に応じるかどうかを決めるとき、当事者はいくつかの要因を考慮すべきである。事実証人および鑑定証人が対処しなければならない、議論されている事実争点が存在するときに、審問が最も有用になる傾向がある。当事者は以下のような場合、審問なしで進むことも考えることができる。

- 事案の要点は専ら契約の解釈問題であり、証人証言は必要とされない
- 事案の要点は専ら法律問題である
- 被申立人は参加しない
- 紛争の価値が低い
- 速く決定する必要がある

審問の予想メリットで、関連時間と費用を正当化できるかどうかを決定すべきである。審問の運営についてなされる選

扱は、時間と費用を削減し、そもそも審問を持つかどうかという決定にも影響を与える可能性がある。

適切な場所

規則第18条2項に従い、審問は仲裁場所に限らず、どの場所でも行うことができる。費用の面で利点のありそうな場所を選択すれば、審問の費用も削減できる可能性がある。

日付

遅延を防ぐために、審問の日付を合理的に最も早い機会に設定し、全員の予定表に記録すべきである。最初の準備会合で審問の日付を決めるのが理想的である。

参加者

参加者はその審問の遂行にとって実際に必要な人々に制限すべきである。

知識、予備知識および決定権のある当事者代理人が審問の準備に参加し、審問にも出席すると時間と費用を削減することができる。そのような人物は社外弁護士と相談し、費用対効果を決定できる立場になる。会社の場合、社内弁護士が当事者代理人を勤めることはよくある。国や国家機関の場合、決定権のある個人を任命することができる。

適切な期間

規則では審問の期間を規定していない。実務上、当事者が必要以上に長い審問を依頼することはよくある。しかし、審問が長くなればなるほど費用も嵩む。主張を充分説明するために必要な時間より長くないように、審問の期間を注意深く選択すべきである。

冒頭陳述・最終弁論の使用およびタイミング

冒頭陳述は事案をまとめて要約する機会であり、仲裁廷の注意を主要争点に集中させる手助けとなる可能性がある。陳述が長くなればなるほど、費用も嵩む。添付書類や証人陳述書のついた準備書面により主張がすでに完全に展開された場合、冒頭陳述でそれらの事項を繰り返す必要はないかも知れない。

最終弁論は審問で起こったことをまとめて要約する機会である。しかし、各当事者に最終弁論を準備するための時間を充分与えなければ、あまり役に立たないこともある。しかも、最終弁論と審問後の弁論趣意書は互いに繰り返す可能性が高く、不必要に時間と費用を増大させることになるため、両方とも持つ必要はないかも知れない。

直接尋問、反対尋問、コンカレント・エヴィデンス

法制度により、証人の尋問は主に仲裁廷が行い、各当事者の弁護士がその後追加尋問をする機会を与えられることになる。このアプローチだと直接尋問も反対尋問もない。

ほかの法制度、また益々国政仲裁では、証人の尋問は主に弁護士が直接尋問、反対尋問を通して行い、仲裁廷は途中で質問を投げ入れたり、証言が終わったときに質問をしたりする権利がある。

前者のアプローチはより短い、より安い審問につながるものがよくある。後者のアプローチは、証人のより包括的な尋問ができることがよくある。前者のアプローチでは概ね仲裁廷がコントロールすることになるため、当事者が費用対効果の決定をする余地はあまりない。後者のアプローチのほうが時間も費用も増大することが多いが、以下のように時間と費用を削減するためにいくつかの選択をすることができる。

直接尋問

証人の直接尋問は、その証人を召喚した当事者が尋問をすることである。国際仲裁では、証人が自分の証拠を説明する証人陳述書を提出することがよくある。そのような陳述書を提出した場合、直接尋問は完全に省略するか、短くする（例：10～15分）ことができる。これで審問の時間と費用を削減することができる。

反対尋問

反対尋問は、相手側の当事者が召喚した証人の尋問である。審問で各側に全体的な時間を割り当てた場合、その全体時間を越えない限り、各当事者は各証人に対してどれだけの時間を当てるかを自由に決めることができる。あるいは、証人の反対尋問に使用する時間を制限することにより、時間と費用を削減することができる。

さらに、反対尋問の適切な範囲も考慮すべきである。証人陳述書または直接尋問でカバーされた事項があれば、範囲をそれに制限したほうが審問の時間と費用を削減することにつながる可能性がある。

相手側のために陳述書を提出した何人かの証人の反対尋問が必要でなければ、しないことにより時間と費用を節約することができる。しかし、その場合、ある証人を反対尋問しないということはその証人の陳述書が真実であると認めたことにはならないということについて、相手側の同意を得る、または仲裁廷からの命令を得る必要があるかも知れない。

コンカレント・エヴィデンス

コンカレント・エヴィデンスが反対尋問に代わるもの、またそれを補完するものとして機能できる場合がある。コンカレント・エヴィデンスとは、証拠の同じエリアに関連している2人以上の証人が一緒に、まず仲裁廷にそして弁護士に尋問されるか、またはその逆の順番で尋問されることである。さらに、証人はお互いに議論をする機会も与えられる。

証拠上不合意の部分に焦点を当て、それらを解明したり解決する手助けとなる限りにおいて、(特に鑑定証人の) コンカレント・エヴィデンスは時間と費用を節約することができる。

コンカレント・エヴィデンスが仲裁廷により指示される場合、仲裁人は効果的に尋問者の役目を果たすことができるように、事前に注意深く準備する必要がある。当事者が事案の説明に関するコントロールをある程度失うことになる可能性がある。

コンカレント・エヴィデンスが弁護士により指示される場合、プロセスに対するコントロールをより保留することになり、証人間の議論はまだ起こる可能性がある。さらに、仲裁廷側で質問をする機会はある。しかし、プロセスがより長くなり、高くなり、ある程度焦点を失う確率が高いため、コンカレント・エヴィデンスのいくつかの利点を失うことになるかも知れない。

筆記が必要となる場合、その性質

筆記、とりわけ一日毎の筆記記録および生筆記（つまりリアルタイムの筆記記録が審問中にその参加者に電子手法により提供されること）は費用が掛かる。何が実際に必要なのかについて、費用対効果の決定をすべきである。筆記記録があると、各当事者および仲裁廷は審問で提示された証拠の完全で正確な記録を持つことができる。審問後の弁論趣意書がある場合、それを作成する当事者にとって、また判断を準備する仲裁廷にとって、とても有用になる可能性がある。簡単または価値の極めて低い事案では、あまり損をせずに筆記の費用を節約することができる場合がある。一方、何人もの証人がいる複雑な事案では、一日毎の筆記記録や生筆記の追加費用を正当化することはよくある。これらは効果的な反対尋問を促進し、さらなる証人尋問を準備するときにも役に立つ。

通訳が必要となる場合、逐次か同時か

同時通訳と逐次通訳の間で選択しなければならない。

逐次通訳は必要となる通訳人や装置の数が少なくなるが、同時通訳より倍以上の時間が掛かるため、とりわけ弁護士と鑑定人が審問で過ごさなければならない時間が増え、費用が高む。逐次通訳のほうが正確さをコントロールすることが簡単にできるというメリットはあるが、審問の時間と費用をかなり増大させる可能性があるため、そのこととメリットとを秤に掛けなければならない。

諮問の一部または全体にビデオ会議を使用する

仲裁人、当事者、証人が実際にいる場で審問を行うことがたいがい望ましいが、何人かの証人について必要となる大幅な時間的コミットメントと旅費を考慮すると、ビデオ会議を使用することによりそれらを回避できる。

考慮すべき質問

1. 口頭審問はさらなる時間と費用を要するため、それらを正当化できるほど、議論されている争点を公平に決定するためには必要なのか？
2. 審問で証人を反対尋問することにより証人陳述書を検証することは必要なのか？

3. 審問には仲裁の場より便利な場所はあるのか？
4. 審問の日付を設定できる最も早いタイミングはいつか？
5. 実際に審問に出席しなければならない人物は誰か？
6. 証人が証言をしている間、ほかの事実証人や鑑定証人は審問に出席させてもいいのか？
7. 紛争の対象となっている争点の性質、紛争の価値、証人の数などを勘案すると、審問に実際に必要な日数はどのくらいか？審問について提案された期間は、費用を考慮すると正当化できるのか？
8. 審問の全時間を当事者間でどのように配分するのか？
9. 冒頭陳述をするのか？する場合、その長さは？最終弁論も審問後の弁論趣意書は本当に両方とも必要なのか？最終弁論をする場合、その長さは？その準備のためにどのくらいの時間を当てるのか？
10. すべての証人を反対尋問する必要はあるのか？
11. 尋問を必要とする証拠のエリアはどれか？反対尋問やコンカレント・エヴィデンスなど、もっと効率の良い尋問方法はどれか？
12. 審問の筆記は必要か？必要な場合、一日毎の筆記記録および／または生筆記が必要なのか？
13. 通訳が必要な場合、それが逐次通訳か同時通訳か？
14. 諮問の一部または全体にビデオ会議を使用するか？

11. 審問後の弁論趣意書

概要

仲裁の当事者は審問前の書類提出および審問中に法的論点や関連事実を提出する機会がある。ここで問題となるのは、審問後の弁論趣意書を提出することが当事者にとって必要または有用なのかということである。

審問後の弁論趣意書は、審問で出てきた関連事実に仲裁廷の注意を向け、それらを各当事者の請求および答弁のコンテキストに位置させるために使用されることがある。仲裁廷による仲裁判断の作成に役立つように作成される可能性がある。仲裁廷が、当事者が審問後の弁論趣意書で取り上げなければならない主要争点を確定する場合もある。

ただし、審問の終わりに最終弁論をする場合、審問後の弁論趣意書は不要かも知れない。逆に、審問後の弁論趣意書がある場合、最終弁論は不要かも知れない。

課題：審問後の弁論趣意書および／または最終弁論は必要なのか？

選択肢

- A. 最終弁論や審問後の弁論趣意書を使用せず、審問から直接に仲裁判断に進む
- B. 審問の直後またはその後の合意された時間に最終弁論ができるようにするが、審問後の弁論趣意書は使用しない
- C. 審問後の弁論趣意書は使用するが、最終弁論はしない
- D. 最終弁論も審問後の弁論趣意書も両方とも使用する
- E. 審問後の弁論趣意書がある場合、それは同時にまた逐次的に提出することができ、1回以上の審問後の弁論趣意書を提出することもできる

利点と不利点

上記のように、審問後の弁論趣意書の提出は、いくつかの機能を有用に果たすことができる。長くて複雑な審問では、各当事者が審問で立証されたと考えていることを要約すること

仲裁の効果的管理

11. 審問後の弁論趣意書

が有用である可能性がある。審問後の弁論趣意書は審問の筆記記録への有益な参照を含み、事案の証拠と事実を簡潔に最終的に纏め上げることができるため、判断を準備する際に仲裁廷にとって大きな価値を持つ可能性がある。

一方、審問後の弁論趣意書は仲裁の費用を増大させることになり、判断の言い渡しも遅らせる結果となる可能性がある。さらに、仲裁廷がすでに熟知している事実や論点を繰り返すだけならあまり役に立たない可能性もある。

費用対効果の分析

審問後の弁論趣意書のために必要な追加の時間と費用は、それが実際に上記の機能を果たす確率と秤に掛けなければならない。例えば、多くの証人、複雑または議論されている事実、幅広い反対尋問などがあった場合、審問後の弁論趣意書は特に有用であると思われる。どの場合でも、審問後の弁論趣意書に係る時間と費用は、仲裁廷の決定に対する予想インパクトと秤に掛けなければならない。

ページ数を制限するなど、比較的短くて簡潔にする措置で合意できれば、審問後の弁論趣意書に必要な時間と費用を削減できることはよくある。

考慮すべき質問

1. 審問後の弁論趣意書、最終弁論、またはその両方に必要な追加の時間の費用が正当化できるほどの事案なのか？

特に、

2. 当事者が仲裁廷に対して主張を説明するために審問後の弁論趣意書は実際に有用または必要なのか？必要な場合はなぜか？

3. 審問後の弁論趣意書を準備する予想費用はどのくらい？

4. 利益はその費用に見合っているのか？見合っているとすれば、なぜなのか？

その他の留意点

審問後の弁論趣意書がある場合、その範囲、長さ、またはタイミングを制限することを考えるべきである。

時間を節約するために、審問後の弁論趣意書の同時提出を考えるべきである。

各当事者が相手側の審問後の弁論趣意書に対して手短かに答える短い期間を与えることが実際に必要である場合もある。

審問後の弁論趣意書の同時提出がさらに何回かの趣意書提出の必要性を生じるという望ましくない結果になる場合もある。そのため、審問後の弁論趣意書のパラメーターをきちんと定義するように気をつけなければならない。

審問後の弁論趣意書では、審問では通常議論されない費用に関する提出も含むことができる。これが時間の節約につながる可能性もある。

ICC仲裁ADR委員会

ICC 仲裁 ADR 委員会は紛争解決サービスに関し ICC の中で規則作成および調査を行う機関であり、国際紛争解決に関するユニークなシンクタンクとなっている。当委員会は仲裁、調停、鑑定、そして紛争裁定委員会など、紛争解決に関する ICC の各種規則の作成および改正を担当している。さらに、紛争解決の法的、手続的および実務的な側面に関する報告やガイドラインを作成している。調査期間として、費用効率の高い、効率的な紛争解決を目指す新しいポリシーを提案し、紛争解決の遂行に対する有用なリソースも提供している。委員会の刊行物は定期的にオンラインで、ICC 国際仲裁裁判所の会報誌で、そして個別の小冊子として発行されている。

委員会には数多くの管轄権にわたる世界各国から、国際紛争解決の専門家が集まっている。現在約 90 ヶ国から 600 名以上のメンバーによって構成されている。委員会は規則の提案やその他の作品を協議し、議論し、採決する総会を年に 2 度開催している。その総会の間では、委員会の仕事はより小規模なタスクフォースで行われている。

委員会の目標：

- 仲裁、調停、鑑定、紛争裁定委員会などの紛争解決手法により、世界規模で国際紛争の解決を図る
- 紛争解決サービスの向上を目指し、国際紛争解決の世界にとって現在関連性のあるさまざまな話題についてガイダンスを提供する
- ICC の紛争解決がユーザーのニーズに効果的に応えられるよう、仲裁人、弁護士とユーザー間のリンクを作る

ICC 仲裁 ADR 委員会

www.iccwbo.org/policy/arbitration

arbitration.commission@iccwbo.org

電話 +33 (0)1 49 53 30 43

FAX +33 (0)1 49 53 57 19

